

諮問日：平成29年10月19日（平成29年度（最情）諮問第57号）

答申日：平成30年3月23日（平成29年度（最情）答申第70号）

件名：司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関して，最高裁判所が日本弁護士連合会と協議した際の文書の開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「第70期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関して，最高裁が日弁連と協議した際に作成し，又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，「2016年（平成28年）10月27日付け日弁連法1第236号日本弁護士連合会会長要請『第70期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する協力について』」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，これを開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年5月12日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所が日本弁護士連合会との間で文書のやり取りを全くしていないとは思えないから，本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書の発出に当たり，司法研修所事務局長と日本弁護士連合会事務

次長との間で協議が行われた際、本件開示文書の原案を取得したが、この原案は、本件開示文書の内容が確定した時点で保有する必要がなくなったため、廃棄した。

そのほか、日本弁護士連合会との間で文書によるやり取りは行われていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 平成30年2月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示文書の発出に当たり、司法研修所事務局長と日本弁護士連合会事務次長との間で協議が行われた際、本件開示文書の原案を取得したが、この原案は、本件開示文書の内容が確定した時点で保有する必要がなくなったため、廃棄しており、そのほかに日本弁護士連合会との間で文書によるやり取りは行われていないと説明する。本件開示文書は、日本弁護士連合会の弁護士会会長に対する要請文書であり、その記載内容に照らすならば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人